審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課（室）　県土づくり本部河川砂防課

法　令　名	河川法	法令の番号	昭和３９年法律第１６７号
許認可等の種類	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	根 拠 条 項	第２０条

審査基準

１．河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１２条による。

２．「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成６年９月３０日建設省河政発第５２号、建設省河川局長通達）の記の五の１（１）による。

３．「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成６年９月３０日建設省河政発第５３号、建設省河治発第７３号、建設省河開発第１１８号、建設省河砂発第５０号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達）の記の一の１（１）による。

受付機関	河川砂防課（土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課（土木事務所）	標準処理期間 30 日 標準経由期間 15 日	目次 NO	1